

府営水道問題での大山崎町による京都府提訴について（談話）

2008年5月22日

京都自治体労働組合総連合 書記長 川俣 勝義

5月20日、大山崎町が京都府を相手取り、過剰に買わされ続けている府営水道の基本水量決定の取り消しを求め、「知事の裁量権逸脱、手続き的にも違法」として、京都地裁に行政訴訟を起こしました。市町村が都道府県を訴えるのは極めて異例であり、「名水の里・大山崎町の乱」（5/21付「朝日」）などとして大きな注目を集めています。

こうした事態になったのは、昨年度から大山崎町が基本水量の減量を申請し「京都府営水道の供給料金等に関する条例」（以下「条例」）に基づく協議に応じるよう求めてきたにもかかわらずこれを拒否するなど、京都府の不誠実で強引なやり方に原因があると言えます。「知事は、前項（給水量）の申し込みを受けたときは、当該市町と協議の上、年間における1日当たりの最大の給水量を決定し、通知する」（「条例」第2条第2項）という手続きを怠ってきた府の責任は重大だと言わざるを得ません。訴状では、「本件は、原告大山崎町とその住民の、自治権の回復を求める訴訟」と位置づけられています。

真鍋宗平町長は、5月12日の町議会の議員全員協議会で、「水道事業会計の緊迫した状況は、赤字体質から抜け出せない構造的なものから来ている。必要以上の府営水を買わされ、町民の負担は増え続けてきた。町の実情を府に述べても改善できないため、やむを得ず司法の判断を求めざるを得ない状況に至った」と語っています。また、提訴後の記者会見では「協定に従えば構造的な水道会計の赤字が続き、自治体経営が成り立たない」「町が財政再建団体になる赤字規模は6億円。水道会計でそれを超える」と訴えています。

豊富な地下水に恵まれている乙訓地域の2市1町に2000年10月、住民の反対を振り切って府営水道が導入され、地下水とブレンドされたのち住民に給水されています。過大な水需要予測に基づき府が建設した日吉ダム建設費の償還を名目に行っているため単価が高く、府は市町に過剰な給水量を基本水量として押しつけた「協定」を、「条例」とは別に結びました。大山崎町の基本水量は、2市1町のなかでも同町だけ必要量の倍以上の日量7300立方メートルとなっています。町の水道事業会計は、府営水導入前は黒字だったものが2000年度以降は毎年大幅な赤字を重ね、06年度までの累積赤字は約7億7000万円にものぼり、住民の水道料金も府内で最も高くなっています。

水道問題の解決を公約に掲げ町長選挙に当選、06年12月に就任した真鍋町長は、翌07年2月、日量3407トンへ府営水の減量を町として初めて「条例」に基づいて申請しましたが、府は申請を受理せず協議にも応じないまま従来と同量の7300立方メートルを決定し、町が異議申し立てを行ったうえで支払った経過があります。08年度分についても同様に、申請に

対する協議もないまま府が4月24日、再び前年度と同量を基本水量として決定したため、やむを得ず今回の提訴にいたったものです。

この問題には、水道事業が長期的で多額の費用がかかること、地方公営企業として独立採算性を求められていること、近年の水需要の減少など全国各地に共通する背景もありますが、群馬県では水量の見直しを行い、愛知県も減量の要望への対応や料金制度について検討を表明するなどの動きもあります。しかし、京都府は、市町村の立場に立った見直しを拒否し、自らの「経営」が最優先で、市町村にその「矛盾」を押しつけ続けてきました。

京都府は、直ちに「基本水量決定の取り消し」を行うとともに、「条例」に基づく町との誠実な協議を開始すべきです。